附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十八年三月三十一日から適用する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から適用する。

一　第一条中農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第一条第三十六号チ、第二十八条、第六十四条第三号及び第六十九条第一項第一号の改正規定

二　第二条中漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第一条第三十六号チ、第二十八条、第六十四条第三号及び第六十九条第一項第一号の改正規定

三　第三条中農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第一条第三十号チ、第三十四条、第六十六条第三号及び第七十一条第一項第一号の改正規定

（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この告示の適用の日（以下「適用日」という。）から起算して三年を経過する日までの間における第三条の規定による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条の二及び第十四条の二の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	第及第二び第三項四項第条の十の四条の二第三項	二・五パーセント	〇・六二五パーセント
	第及第二び第四項四項第条の十の四条の二第四項	掲げる比率を合計した得た比率	分し掲げる比率を乗じて百得た二十た比率五
平成二十一年を経過する日までの期間	第及第二び第三項四項第条の十の四条の二第三項	二・五パーセント	一・二五パーセント
	第及第二び第四項四項第条の十の四条の二第四項	掲げる比率を合計した得た比率	分し掲げる比率を乗じて百得た五十た比率
平成二十一年を経過する日までの期間	第及第二び第三項四項第条の十の四条の二第三項	二・五パーセント	一・八七五パーセント
	第及第二び第四項四項第条の十の四条の二第四項	掲げる比率を合計した得た比率	分し掲げる比率を乗じて百得た七十た比率五

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第22号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和60年人事院公示第９号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年11月26日　　人事院総裁　一宮なほみ

１　前書き中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第２項第２号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号⑳中「第79条」を「第82条」に改め、同号中⑳を㉑とし、同号⑲中「第77条第１項」を「第80条第１項」に改め、同号中⑲を⑳とし、同号⑱中「第69条（第77条第１項」を「第72条（第80条第１項」に改め、同号中⑱を⑲とし、同号⑰中「第66条第１項」を「第69条第１項」に改め、同号中⑰を⑱とし、同号⑯中「第60条第３項（第64条」を「第63条第３項（第67条」に改め、同号中⑯を⑰とし、同号⑮中「第60条第１項（第64条」を「第63条第１項（第67条」に改め、同号中⑮を⑯とし、⑭の次に⑮として次のように加える。

⑮　第45条第４項（第67条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、報告を受理すること。

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

人事院事務総局公示第２号

人事院事務総長は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第４項の規定に基づき、昭和60年人事院事務総局公示第３号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成27年11月26日　　人事院事務総長　永長　正士

１　前書き中「不服申立て」を「審査請求」に、「の一部及び」を「並びに」に改める。

第２項第１号中「不服申立て」を「審査請求」に、「第66条第１項」を「第69条第１項」に改め、同項第２号中「第66条第２項」を「第69条第２項」に改め、同項第３号中「第79条」を「第82条」に改める。

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

公　告

諸　事　項

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２７年（ハ）第９２号

青森市大字大野字前田72番地１
申立人　東和電材株式会社
代表者代表取締役　榊　　美樹
権利を争う旨の申述の終期　平成28年２月15日
平成27年11月６日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＰＤ204853
金額　433,360円
支払期日　平成28年１月10日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成27年９月10日
振出地　大阪市
振出人　住友電設株式会社　経理部長　野口　亨
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（ヘ）第４号

広島市安佐北区安佐町大字久地136番地
申立人　高雄運送株式会社
代表者代表取締役　日高　一傑
権利を争う旨の申述の終期　平成28年２月19日
平成27年10月30日　　福山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ85115
金額　1,281,000円
支払期日　平成27年12月20日
支払地　広島県福山市
支払場所　株式会社広島銀行福山営業本部
振出日　平成27年９月18日
振出地　広島県福山市
振出人　備後通運株式会社　代表取締役　福田　耕造
受取人　申立人
最終所持人　申立人